

平成22年2月15日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

社団法人電気通信事業者協会  
〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-3 東京桜田ビル4階  
TEL: (03)3502-0991

## 新たな「知的財産推進計画(仮称)」の策定に向けた意見

このたび、新たな「知的財産推進計画(仮称)」の策定に向けた意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

電気通信事業者を代表し、以下のとおり意見申し上げます。

### <要旨>

「知的財産戦略の推進」というテーマに関し、インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の在り方という観点から考えますと、プロバイダ責任制限法及び同法ガイドラインに基づく運用がなされている背景・実態を踏まえ、著作権侵害コンテンツによるビジネス機会の損失を解決する事によって、我が国の国民全ての権利である表現の自由や通信の秘密を侵害する事とならないよう、慎重かつ広く議論する事が必要と考えます。

### <本文>

「知的財産戦略の推進」というテーマに関し、インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の在り方という観点から意見申し上げます。

インターネット上での著作権保護が重要であること、電気通信の悪用による著作権侵害問題が大きくなっていることは電気通信事業者も理解しているところです。一方で、電気通信事業者には、通信を安定的にかつ安価に広く提供することが求められており、通信の秘密の保護、役務提供義務や利用の公平など電気通信事業法上の義務を負っております。従って、インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策を考えるにあたっては、利用者保護の観点等通信環境への悪影響が出ないよう配慮が必要と考えます。

以下、個別の事案について申し上げます。

#### (1) インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策における著作権侵害コンテンツの削除について

著作権侵害コンテンツの迅速な削除は重要であります。表現の自由の観点も同様に重要であり、適法な情報の流通が妨げられないよう配慮が必要と考えます。

仮に、ネットワーク内を流通する電気通信の情報を監視・検閲し著作権侵害コンテンツを削除するといった侵害防止措置を、電気通信事業者に義務付けるとすれば、ネットワークシステムへ

の負荷に鑑みて数千万のユーザの全トラフィックの監視は現実的ではない。我々が国民に与えられた表現の自由や通信の秘密等の権利を害する大きな問題であり、考え方と致しましても、一部の侵害者を取り締まるための負担を多数の一般的電気通信サービス利用者に求める事となれば、受益者負担の原則・公平性を失する点でも問題であります。

(2) インターネット上の権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について

インターネット上の権利侵害者の特定を容易にするための方策のうち、発信者情報の開示については、プロバイダ責任制限法及び権利者団体、電気通信事業者、文化庁及び総務省等の関係者により協議・策定された同法ガイドラインにより、「権利の侵害が明らか」といえることが開示関係役務提供者において確認できる場合に、発信者の意見を聞いたうえで発信者情報を開示出来ることとなっております。又、発信者が開示に同意しない場合であっても、権利侵害が明白であるとき(著作物がそのまま転載されている等)は開示が出来ることとなっております。

ところで、現状におきまして発信者情報の開示が積極的になされないとの意見があるかと思えます。

しかしながら、我々電気通信事業者は、憲法による表現の自由及び通信の秘密、これを踏まえた電気通信事業法において、通信の秘密の保護及び検閲の禁止を求められております。個々の通信に於ける発信者情報は、通信の秘密の保護の対象となるものであり、一度誤って開示されてしまえば原状回復が不可能ですから、その取扱いには慎重さが求められるべきものです。また、電気通信事業者は中間者(電気通信を媒介するに過ぎない。)であり、権利侵害の有無を判断出来る立場にありません。そのため、裁判外で発信者情報を開示することに慎重にならざるを得ないという事情があります。

そうした事情の中で、より適切で迅速な発信者情報の開示を進めるためには、ガイドラインの充実等の取組が重要と考えます。

(3) その他

いわゆるスリーストライク制度等、権利侵害を複数回した利用者を以後インターネットに接続させないとするような法制について検討されておりますが、電気通信事業法で定められた利用の公平や役務提供義務に抵触することなく実効性のある仕組みを作れるか等、検討すべき問題が多いと考えられ、慎重な検討が必要であると考えます。

以上、インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策につきましては、これ迄様々な場で議論されて来た経緯や、これを踏まえた法規・ガイドラインによる運用がなされている実態を踏まえ、慎重かつ広く議論する事が必要と考えます。

以 上